



地域を壊すTPPに 最後まで参加反対を

吉川義雄 議員

吉川 野田首相は国の形が変わるといわれているTPP（環太平洋経済連携協定）の協議に参加を表明しました。この野田首相の参加表明に対し各分野から厳しい抗議の声があがっています。全国農業協同組合中央会の萬歳会長は「断じて納得できない」と抗議声明を出されました。県内の農業

団体も地域が衰退する愚かな判断と厳しく非難しています。全国町村議会議長会は11月16日に開催した全国大会では「TPPに参加すれば、海外の安い農産物が大量に流入し、農山漁村が崩壊する恐れが高い」と危機感を表明し、TPPに対する特別決議を満場一致で採択しました。

規制緩和など全容が見えないのは問題

町長 TPPにつきましては以前から議会、町同様反対の立場をとってきました。野田首相が協議に参加すると表明をされました。これからは国の動向をしっかりと見極め、我が町にどんな影響があるのかしっかりと精査し、どう対応するか考えていくことが必要だと思います。



JA主催のTPP参加反対決起集会

農業立町を掲げてきた氷川町は重大な局面と認識し、町政も議会も一致団結し氷川町の農業、地域経済を守るためにTPP参加阻止の行動をとる必要があると思う。藤本町長は先の議会で断固反対を表明されたが、野田首相が参加表明をした今、TPP

農業に一番影響があるといわれていますが、それ以外の分野にもかなりの影響があると認識しています。これまでの守る農業から攻めの農業が必要になってくる気がしています。

公文書の改ざんには 厳しい対応をすべき

吉川 一部議員によって「真実はひとつの議会報告」が町内に配布された。議員が自らの考えや議会活動の様子を町民に知らせるのはあたり前であり、何も言うことはありませんが、配布するものが公文書を改ざんして配布するとなれば重大な問題と考えます。配布された文書に、作成・建設下水道課と記載され、特定の議員の名前もあり、「ここが氷川町政治倫理条例に抵触」と書かれて

町長 この件は、町が情報公開の開示請求を受けて開示したものです。議員が言われた通り、こういった文書が配布されたら町はどうなるのかという意見がありましたので、

町として訂正文書を出すように求めた

います。この議員が違法なことをしたと町が認められているような文書になっています。このような行為をどう考えているか。

吉川 開示請求した文書は適正に使用しなさいとなっている。適正に使用されたらと判断されています。適正に使用されていないわけです。条例が守られていない。だからこういうことに対しては、町長は厳しくしなければならぬと思います。

○この他に、①「ゴミ処理の広域化問題」②「学校給食の完全米飯給食の取り組み」についての質問がありました。



農業立町の氷川町 農家が元気が出る施策を

有田芳人 議員

集団営農組織は 14組織できた

有田 農業活性化対策の中で組織的集落が形成されているが現在どうなっているのか。また、農業立町の本町において農業の活性化は重要課題であるが農家が元気で生活し生産活性化に従事できるようにするためにどのような対策をしているか。

農業振興課長 組織的集落として集落営農は、現在、島地、鹿島、鹿野、網道、野津、若洲、宮原地区等に14組織あります。若洲は平成18年、その他は19年に設立されています。

農業の活性化対策ですが、営農組織の育成については、農地の集積や経営の一本化を行っていきたいと考えています。農業振興のためには集落営農組織を発展させた法人化が最終目標と考えております。そのため、国・県の支援制度が必要ですが、営農組織の育成については、農地の集積や経営の一本化を行っていき

水田経営所得安定対策事業で米、麦、大豆の価格変動による収入減少を補う交付金制度が、平成22年度の米戸別所得補償モデル事業の実施によりなくなり、現在組織としては機能していません。コンバイン等の大型農業

機械の共同利用を目的とした、機械利用組織が26組織あります。この組織は機能しています。集落営農には5年以内の法人化も設立条件になってい

広々としている田園



機械の共同利用を目的とした、機械利用組織が26組織あります。この組織は機能しています。集落営農には5年以内の法人化も設立条件になってい

国・県の支援制度が必要ですが、営農組織の育成については、農地の集積や経営の一本化を行っていき

中心市街地整備計画は 実施に向けた取り組みを

有田 氷川町中心市街地整備計画については、これまで再三質問していますが、合併事項で事業継続を確認している。中心市街地再整備基本計画は策定されたが、実際は取り組んでいないのでは

段階的整備を考えた道路整備を先行する

町長 全容が全く見えないのが一番の問題です。様々な規制緩和、規制が撤廃されていく恐れもあります。日本が一番得意としてきた部分が侵されていく懸念があります。そういった意味で反対です。

願問弁護士に相談をいたしました。公文書偽造には当たらないという判断をいただきました。そのうえで発行者から事情を聴くことにしました。その結果、違法性の意図はなくコメントを追加しただけと認識しました。しかし、町が出したかのよう

画はどのように考えているのか。また、住民や商工関係者の意見はどのようなものか、商工会からの要望はどうなっているか。

けた取り組みが現れてこないということですが、前回もお答えしています。段階的整備の考えを示しています。最初に安全性の確保、向上を優先し、道路の整備を先行するとしています。コミュニティ道路及び生活道路を先行整備し、駐車場と



整備がいそがれる中心市街地

広場の一部とバス、タクシー乗り場を先行する。これが第一ステップです。現在策定中の道路基本計画と調整しながら段階的に、第2、第3ステップへと考えています。商工関係者の意見、要望ですが、住民を対象に整備計画について町民懇談会で説明し意見を伺っています。一概には言えませんが、計画の実施について賛成意見もありません。反対意見もありました。商工会等の要望ですが、組織としてまとまった形での要望書は頂いていません。要望書等が提出されたら、その時点で、内容を十分検討させていただきます。